

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する規則新旧対照表

○ 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則（平成5年条例第4号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（産業廃棄物の保管の届出）</p> <p>第29条 省 略</p> <p>2 条例第23条の2の2第1項第4号の産業廃棄物の保管に関する計画においては、次に掲げる事項について定めなければならない。</p> <p>(1) 保管の方法に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 省 略</p> <p>イ 産業廃棄物の種類ごとの容器の使用の有無その他保管の方法。この場合において、当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物（政令第6条第1項第1号ロに規定する石綿含有産業廃棄物をいう。以下同じ。）<u>、水銀使用製品産業廃棄物（同号ロに規定する水銀使用製品産業廃棄物をいう。以下同じ。）又は水銀含有ばいじん等（同項第2号ホに規定する水銀含有ばいじん等をいう。以下同じ。）</u>が含まれるときは、石綿含有産業廃棄物、<u>水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等</u>についてそれぞれ容器の使用の有無その他保管の方法を明らかにしなければならない。</p>	<p>（産業廃棄物の保管の届出）</p> <p>第29条 省 略</p> <p>2 条例第23条の2の2第1項第4号の産業廃棄物の保管に関する計画においては、次に掲げる事項について定めなければならない。</p> <p>(1) 保管の方法に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 省 略</p> <p>イ 産業廃棄物の種類ごとの容器の使用の有無その他保管の方法。この場合において、当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物（政令第6条第1項第1号ロに規定する石綿含有産業廃棄物をいう。以下同じ。）<u>が含まれるときは、石綿含有産業廃棄物の</u>容器の使用の有無その他保管の方法を明らかにしなければならない。</p>

ウ 省 略

(2)－(3) 省 略

(4) 保管に係る事業場において産業廃棄物の処分を行う場合には、
産業廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項

ア 処分の方法。この場合において、当該産業廃棄物に石綿含有
産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等
が含まれるときは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃
棄物又は水銀含有ばいじん等についてそれぞれ処分の方法を明
らかにしなければならない。

イーエ 省 略

(5) 省 略

3－5 省 略

(氏名の変更等の届出)

第29条の2 省 略

2 省 略

3 第1項の届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号
に定める日までに行わなければならない。

(1) 省 略

(2) 条例第23条の2の2第1項第4号に掲げる事項に変更があった

ウ 省 略

(2)－(3) 省 略

(4) 保管に係る事業場において産業廃棄物の処分を行う場合には、
産業廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項

ア 処分の方法。この場合において、当該産業廃棄物に石綿含有
産業廃棄物が含まれるときは、石綿含有産業廃棄物の処分の方
法を明らかにしなければならない。

イーエ 省 略

(5) 省 略

3－5 省 略

(氏名の変更等の届出)

第29条の2 省 略

2 省 略

3 第1項の届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号
に定める日までに行わなければならない。

(1) 省 略

(2) 条例第23条の2の2第1項第4号に掲げる事項に変更があった

場合 当該変更後の産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。第6項第2号、次条第1項第2号、第4号及び第5号、第29条の4第2項第1号並びに第33条の2第4項第3号において同じ。）及び数量その他産業廃棄物の保管に関する計画による産業廃棄物の保管を開始する日の2週間前の日

(3) 省 略

4－6 省 略

（産業廃棄物の保管等に係る帳簿の記載事項等）

第29条の3 条例第23条の2の5第1項の市規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)－(6) 省 略

(7) 産業廃棄物の搬入、搬出又は処分があった日ごとの当該産業廃棄物の保管に係る事業場における保管量。この場合において、当該事業場で保管する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれるときは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等についてそれぞれ保管量を明らかにしなければならない。

場合 当該変更後の産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。第6項第2号、次条第1項第2号、第4号及び第5号、第29条の4第2項第1号並びに第33条の2第4項第3号において同じ。）及び数量その他産業廃棄物の保管に関する計画による産業廃棄物の保管を開始する日の2週間前の日

(3) 省 略

4－6 省 略

（産業廃棄物の保管等に係る帳簿の記載事項等）

第29条の3 条例第23条の2の5第1項の市規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)－(6) 省 略

(7) 産業廃棄物の搬入、搬出又は処分があった日ごとの当該産業廃棄物の保管に係る事業場における保管量。この場合において、当該事業場で保管する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれるときは、石綿含有産業廃棄物の保管量を明らかにしなければならない。

(産業廃棄物の保管の場所における表示)

第29条の4 省 略

2 省 略

3 第1項の掲示板は、政令第6条第1項第1号ホ若しくは第2号ロ(1)又は第6条の5第1項第1号ニ若しくは第2号リ(1)の規定によりその例によることとされる政令第3条第1号リ(1)(ロ)に規定する掲示板及び政令第16条第2号へ又は第3号ロの規定によりその例によることとされる同条第1号ロ(2)に規定する掲示板と別に設置しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 省 略

(経過措置)

(削除)

(産業廃棄物の保管の場所における表示)

第29条の4 省 略

2 省 略

3 第1項の掲示板は、政令第6条第1項第1号ホ若しくは第2号ロ(1)又は第6条の5第1項第1号ニ若しくは第2号~~リ~~チ(1)の規定によりその例によることとされる政令第3条第1号リ(1)(ロ)に規定する掲示板及び政令第16条第2号へ又は第3号ロの規定によりその例によることとされる同条第1号ロ(2)に規定する掲示板と別に設置しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 省 略

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から平成6年3月31日までの間に係る条例第9条第2項の規定による計画書の提出期限については、この規則による改正後の大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第4条第1項の規定にかかわらず、平成5年

(削除)

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の大阪市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の規定によってした処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則（以下「改正後の規則」という。）中これに相当する規定がある場合には、改正後の規則の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の保管に係る届出)

11月30日とする。

3 施行日から平成10年6月30日までの間に一般廃棄物収集運搬業者（改正後の規則第12条に規定する市長が別に定める一般廃棄物収集運搬業者を除く。）が市長が指定する処理施設へ搬入した一般廃棄物の処分に係る一般廃棄物処理手数料については、同条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

期間	単位	手数料
施行日から平成7年3月31日まで	10キログラムまでごとに	5円80銭
平成7年4月1日から平成10年6月30日まで		17円40銭

4 この規則の施行前にこの規則による改正前の大阪市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為は、改正後の規則中これに相当する規定がある場合には、改正後の規則の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

3 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する条例（平成29年大阪市条例第65号。以下「改正条例」という。）附則第2項の規定により読み替えられた条例第23条の2の3第1項の規定による届出は、第29条の2第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 第29条の2第1項第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 産業廃棄物に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる旨
- (3) 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等についてそれぞれ容器の使用の有無その他保管の方法
- (4) 水銀使用製品産業廃棄物を保管する場合には、政令第6条第1項第1号ニ及びへに掲げる積替え及び保管に係る基準に適合するために実施する措置
- (5) 第29条第2項第3号ア又は第4号に掲げる事項に変更があった場合には、当該変更の内容

4 前項の届出書には、第29条第1項第2号から第4号まで及び第7号に掲げる書類のうち必要と認められるものを添付しなければならない。

5 改正条例附則第2項の規定により読み替えられた条例第23条の2

(新設)

(新設)

5 この規則の施行の際、現に存する改正前の規則に定める様式によ

の3第2項の規定による届出は、第29条の2第4項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 第29条の2第1項第1号及び第2号並びに第4項第2号に掲げる事項

(2) 産業廃棄物に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる旨

6 前項の届出書には、第29条第1項第2号、第4号及び第7号に掲げる書類のうち必要と認められるものを添付しなければならない。

7 附則第3項及び第5項の届出は、平成29年11月1日までに行わなければならない。

る用紙は、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

(新設)

(新設)